

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成17年6月16日(2005.6.16)

【公開番号】特開2003-266877(P2003-266877A)

【公開日】平成15年9月25日(2003.9.25)

【出願番号】特願2002-76584(P2002-76584)

【国際特許分類第7版】

B 41 J 29/377

【F I】

B 41 J 29/00

P

【手続補正書】

【提出日】平成16年9月15日(2004.9.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

キャリッジの走査方向に沿って発熱体を備え、キャリッジの走査時に該キャリッジと一体的に移動し、この移動によって生じる風を前記発熱体に向ける送風部材を備えたことを特徴とする記録装置。

【請求項2】

前記送風部材が発熱体に送風可能な送風面を備えたことを特徴とする請求項1記載の記録装置。

【請求項3】

キャリッジに搭載された記録ヘッドに複数の記録ワイヤを備え、これらの記録ワイヤの突出動作により、インクリボンを介してシートに画像を記録する記録装置において、

前記キャリッジの背後に発熱体を備え、キャリッジの走査時に該キャリッジと一体的に移動し、この移動によって生じる風を前記発熱体に向ける送風部材を備えたことを特徴とする記録装置。

【請求項4】

前記送風部材が前記発熱体に送風可能な送風面を備えたことを特徴とする請求項3記載の記録装置。

【請求項5】

前記発熱体がシールドプレートで囲われた制御基板であり、このシールドプレートに送風部材で送風される空気の送風孔を形成したことを特徴とする請求項3又は4記載の記録装置。

【請求項6】

前記送風部材がキャリッジに一体的に形成されていることを特徴とする請求項1乃至5のいずれか一項記載の記録装置。

【請求項7】

前記送風部材がキャリッジの走査時に上向きの送風を可能にした送風面を備えたことを特徴とする請求項6記載の記録装置。

【請求項8】

前記送風部材が、前記キャリッジが往復動いずれの方向に駆動されても、上向きの送風を可能にした一対の送風面を備えたことを特徴とする請求項6記載の記録装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

【課題を解決するための手段】

請求項1に記載の発明は、キャリッジの走査方向に沿って発熱体を備え、キャリッジの走査時に該キャリッジと一体的に移動し、この移動によって生じる風を前記発熱体に向ける送風部材を備えたことを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

請求項3記載の発明は、キャリッジに搭載された記録ヘッドに複数の記録ワイヤを備え、これらの記録ワイヤの突出動作により、インクリボンを介してシートに画像を記録する記録装置において、前記キャリッジの背後に発熱体を備え、キャリッジの走査時に該キャリッジと一体的に移動し、この移動によって生じる風を前記発熱体に向ける送風部材を備えたことを特徴とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0036

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0036】

図5は、プリンタ10の制御基板(発熱体)の組み付け状態を示す。この制御基板は、プリント基板51と電源基板52とを含んで構成される。これら基板51, 52はシールドプレートとして機能するメインフレーム15の背面15Aに複数のビス54で固定され、これら基板51, 52の上面側は、図8に示すように、シールドプレートとして機能するキャリッジガイド板26で囲われ、各基板51, 52の下面側は、同じくシールドプレートとして機能する断面コ字形に曲げられた底板55で囲われ、各基板51, 52の背面側は、図1に示すように、シールドプレート53で囲われている。シールドプレートの各構成部材は、キャリッジ19の背後に立設されている。